

A 4 母性健康管理のための措置が義務付けられています。妊娠中や出産後の女性従業員に対して、経営者は次のような配慮をする必要があります。

[解説]

(1) 通院時間の確保

女性労働者が「母子保健法による妊産婦のための保健指導・健康診査」を受診するために必要な時間を確保できるようにしなくてはなりません。具体的な時間は下表のとおりです。ただし、医師等の指示がある場合はその指示に従う必要があります。

23 週まで	4 週に 1 回
24 週～35 週	2 週間に 1 回
36 週以降出産まで	1 週間に 1 回

(2) 指導事項の遵守

保健指導・健康診査に基づく医師等からの指導事項があれば、それを守れるようにする必要があります。指導事項として次のようなものが考えられます。

- ・妊娠中の通勤緩和（勤務時間短縮を含む）
- ・妊娠中の休憩に関する措置（適宜の休養、捕食）
- ・妊娠中または出産後 1 年以内の症状等に対応する措置（作業の制限、勤務時間短縮、休業）

また「医師等⇔女性労働者（受診者）⇔経営者」の連絡がスムーズに運ぶように、『母性健康管理指導事項連絡カード』の利用に努めることとされています。 [均等法 12,13 ほか]

他にも、妊娠中の女性と産後 1 年を経過しない女性（法律上は「妊産婦」）について、次のような制限がされています。

(1) 妊産婦と危険有害業務

妊産婦等を重い物を扱う業務や、有害ガスが発散する場所での業務に就かせてはいけません。 [労基法 64 の 3]

(2) 妊産婦の労働時間等（請求があった場合）

- ①変形労働時間制（フレックスタイム制を除く）により法定労働時間を超えて労働させてはいけません。
- ②36協定等により時間外・休日労働をさせてはいけません。
- ③深夜業（2200～500における労働）をさせてはいけません。

[労基法 64 の 3]

(3) 妊娠中の女性の業務転換（請求があった場合）

他の軽易な業務に転換させる必要があります。なお、他の軽易な業務がない場合に、そのような業務を創設することまでは求められてはいません。

[労基法 64 の 3]